

日本経済大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

日本経済大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授け、人格の陶冶に努めるとともに、深く経済に関する専門の学問を教授研究し、教養が豊かで実行力のある有為の人材を育成することを目的とし、学術の深化、文化の向上に貢献することを使命としている。この建学の精神を堅持した上で、社会や時代の要請に対応すべく、新たに経営学部「グローバルビジネス学科」「芸創プロデュース学科」「デジタルビジネス・マネジメント学科」を設置した。

「学校法人都築育英学園 中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」（以下「中期計画」という。）には「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を明らかにし、使命・目的及び教育目的の実現に向けて取り組んでいる。

「基準 2. 学生」について

入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試や積極的な募集活動を実施しており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に課題はあるものの、収容定員に沿った在籍学生の確保に向けて努力している。

学修支援体制は、全ての学生に学修状況の助言・相談、学生生活の指導・相談を担う「クラスカウンセラー」制度を設け、積極的に活用することで教員と職員の連携による一貫した支援体制を構築している。

福岡県太宰府市、兵庫県神戸市及び東京都渋谷区にキャンパスを置き、施設・設備を有効に活用している。学生からの要望をくみ上げる仕組みがあり、改善に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○全学生の学修状況を把握し、支援する仕組みとして、ゼミの指導教員による「クラスカウンセラー」制度を活用しており、20 人から 40 人未満の規模で初年度から卒業まできめ細かく学生対応している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーをホームページに公開するとともに、入学時及び各年度始めのオリエンテーション等において説明し周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準は、学則及び履修規程に適切に定めている。

カリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿った体系的な教育課程を編成し、実施して

いる。全学年において履修登録単位数の上限を設定することで、単位制度の実質を保つ工夫をしている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。このディプロマ・ポリシーに定める「知識」「社会適応力」「総合的な学習経験」の獲得については、「学修成果の振り返りアンケート」で学生自身が自己評価し可視化する取組みを行っており、学修成果の測定・評価方法を完成させ、その分析結果を教育改善へフィードバックすることに期待したい。

「基準4. 教員・職員」について

学長を、教学面において主に学部長が補佐しており、そのリーダーシップを支える仕組みを確立している。学部運営に関わる分野に応じて各種委員会を教授会のもとに設置し、使命・目的を達成するための体制を整備している。

FD(Faculty Development)は、「FD委員会」を設置し、主に授業評価アンケートの結果をもとにした教育内容・方法等の改善の工夫・開発に取り組んでいる。SD(Staff Development)は、各キャンパスの事務長を委員長とした、キャンパスごとの「SD委員会」の実施計画のもと、研修を定期的に実施している。

全ての教員ごとに研究室を備え、研究に必要な施設・設備等を適切に管理運営している。研究費は適切に配分するとともに、外部資金の獲得を支援している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は、教育基本法・学校教育法を遵守し、経営の規律と誠実性の維持について寄附行為に定めるなど、経営規律の保持と誠実な学校運営に努めている。

理事会は、寄附行為に従い経営上の重要事項を審議し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整えている。理事長は学長を兼務しており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化のために情報の提供と連携を適切に行い、リーダーシップを発揮している。

財務面では、中期計画をもとに可能な限り支出抑制に努めるとともに、学生募集の成果を受け、安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、適正に処理している。

〈優れた点〉

○国際的人道支援としてウクライナ避難民学生について、紛争勃発から迅速に体制を整え、学修環境の提供及び経済的支援を行い、受入れている点について高く評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証は、自己点検・評価規程に基づき「全学自己点検・評価実施委員会」（以下「全学委員会」という。）と「個別自己点検・評価委員会」（以下「個別委員会」という。）を組織し、大学全体の質保証と三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を起点とする教育の質保証を担っている。また、更なる推進に向けて、内部質保証の方針の策定に取り組んでいる。

自己点検・評価は毎年度実施し、自己点検評価書をホームページの情報公開ページに公表している。令和 4(2022)年度に設置した IR 室と各部門は、データの収集を行い部門間で連携・共有しながら運営に活用している。内部質保証システムの機能性については、学部、学科、研究科等に関する教育の質保証には更なる取組みが望まれるが、大学全体の PDCA サイクルについては、認証評価及び設置計画履行状況等調査の指摘事項は改善しており、機能している。

総じて、大学は「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神のもと、理事長・学長がリーダーシップを発揮して社会や時代の要請に対応すべく、改組転換や外国人留学生の受入れなどに積極的に取り組んでいる。

今後は、教育の質保証の充実にも注力し、内部質保証の機能性を発揮することで、更なる教育研究等の質の向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.海外提携校の拡大による学修機会の増加」「基準 B.社会貢献」「基準 C.起業家育成」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. デジタルを活用した学修環境の構築
2. 環境保護活動

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則第 1 条に「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、深く経済に関する専門の学問を教授研究し、教養が豊かで実行力のある有為の人材を育成するという目的と、学術の深化、文化の向上に貢献するという使命を明確に規定し、同第 5 条に

は各学科の教育目的を具体的かつ簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育目的には、建学の精神を個性・特色として反映しており、大学の学問領域である経済分野において独自性や専門性を追求する価値をホームページで説明し、明示している。

建学の精神を堅持した上で、社会や時代の要請に対応すべく、新たに経営学部には教育目的を定め、「グローバルビジネス学科」「芸創プロデュース学科」「デジタルビジネス・マネジメント学科」を設置した。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、策定に際し理事会で審議・決定することで、役員、関係教職員が関与・参画している。教授会でも議論し、研修の機会に共有するなど、広く教職員の理解と支持を得ている。また、学則、ホームページ、大学案内、学生便覧などにも掲載し、学内に向けては、式典、新入生オリエンテーション、ゼミで説明し周知を図っている。

中期計画には、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を明らかにし、使命・目的及び教育目的を反映している。

建学の精神や使命・目的に基づいて三つのポリシーを定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために経済学部、経営学部及び大学院経営学研究科を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神を基礎とし、大学における教育目的を踏まえて定め、入学試験要項、ホームページなどで周知している。入学試験委員会において、入試方式、実施内容、実施方法等について審議・決定する体制が整えられている。加えて、入試についての検証をしている。また、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試を実施し、積極的に学生募集活動をしている。広報活動として高校訪問、SNS、ユーザーの位置情報を利用したウェブ広告等を行っている。アドミッション・ポリシーは全学共通で定め、大学院は、博士前期課程と後期課程のそれぞれに個別のアドミッション・ポリシーを定めている。年度によって入学者数に変動があるが、オープンキャンパス等を利用した学科紹介を積極的に行っており、大学全体での収容定員充足率の維持に努めている。

〈参考意見〉

- 経済学部健康スポーツ経営学科、経営学部グローバルビジネス学科において収容定員が未充足である点については適正化が望まれる。
- アドミッション・ポリシーは全学共通で定められているが、募集単位である学部・学科ごとに定めることが望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制の整備は、「クラスカウンセラー」制度の積極的な活用により、教員と職員の連携による一貫した支援体制を構築している。学修支援計画を含む協働体制への方針・計画などを全体の課題として認識し、その策定に取り組んでいる。TA 制度及びオフィスアワーは適切に実施している。障がいのある学生については、「障がい者サポート委員会」を設置し、定期的なヒアリングの実施による配慮を行っている。「中途退学予防委員会」の定期的な開催により、中途退学者の推移や原因分析を行っている。留学生の在籍管理についても適切に行っている。

〈優れた点〉

- 全学生の学修状況を把握し、支援する仕組みとして、ゼミの指導教員による「クラスカウンセラー」制度を活用しており、20人から40人未満の規模で初年度から卒業まできめ細かく学生対応している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では、インターンシップやキャリア教育のための科目を整備している。教育課程外においてもキャリアサポートセンターを設置し、進路に対する相談・助言をしている。就職支援に関する情報共有と支援提案を担当する「キャリアサポート委員会」では、年間事業計画を策定している。キャリアサポートのカウンセリングや相談は各キャンパスともに活発に行っている。資格取得の支援講座は、学年を問わず受講でき、マナー講座なども実施している。「クラスカウンセラー」により進学支援についての個別相談対応も行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

事務組織、学生委員会や厚生委員会等において学生サービスや厚生補導の対応をしている。留学生に対する学生指導、アルバイトに関する指導も実施している。奨学金など学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構などの公的奨学金の説明会の実施や手続き対応などを行っている。キャンパスの特長に応じた大学独自の経済的支援として、後援会及び同窓会による給付型奨学金制度などの支援制度を整備している。また、各種交流行事やスポーツ大会なども積極的に実施している。医務室及び学生相談室の設備を整えている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、運動場などの施設・設備を適切に整備し、バリアフリーをはじめとする施

設・設備の利便性についても配慮し、学修環境は適切に整備されている。附属図書館には、和書及び洋書の蔵書があり、日本人学生のみならず留学生の利用にも配慮している。読書や自習のためのスペースが確保されており、図書館を十分に利用できる環境を整えている。授業で必要となるコンピュータが配置された教室の整備や、学生向け無線 LAN の設置をはじめ ICT（情報通信技術）環境の整備も適切に行われている。授業を行う学生数の適切な管理については、クラスの分割などで対応している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を把握する体制については、学生による授業評価アンケート、「クラスカウンセラー」による面談、オフィスアワーを整備している。

心身に関する健康相談については、全学生対象の健康調査を行い、問題把握をしており、専門の教員が対応策に関する教員研修も行っている。日常的に、「クラスカウンセラー」や教務課、教学課、国際交流センターにおいて経済的支援を含む学生相談を受けており、奨学金の案内や、アルバイトやインターンシップの機会の提供などを行っている。

学修環境に関する学生の意見・要望は、「クラスカウンセラー」への相談をはじめ「意見箱」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」などさまざまな機会できみ上げ、改善に取り組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた全学的なディプロマ・ポリシーを策定し、それをホームページにおいて公開している。また、入学時及び各年度始めのオリエンテーション等においてディプロマ・ポリシーを説明し周知している。大学院においてもディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。

学部・研究科において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を学則に適切に定め、周知している。進級基準は設けていないが、卒業認定基準は適切に定められている。また、研究科において、学位論文に係る評価の基準を設定し、公表している。学部・研究科において、単位認定・卒業認定・修了認定は厳正に適用されている。

なお、GPA(Grade Point Average)を学修計画の見直しなどの学生指導時や、奨学金の採用時及び継続審査時の判断資料として活用している。

〈参考意見〉

○全学的なディプロマ・ポリシーは定められているが、学科により異なる学位を与えているため、学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーを定めることが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部ごとにカリキュラム・ポリシーが策定され、それらはホームページ等で周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定められている。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。各開講科目のシラバスの作成体制は、担当者による執筆段階から職員によるチェック段階まで適切に整備されている。全学年において履修登録単位数の上限を設定することで、単位制度の実質を保つ工夫をしている。

教養教育については、開講科目数、開講クラス数などにおいて適切に実施している。

FD 委員会が全学的に開催されており、授業方法の工夫や教授方法の改善等に関する議論を行っている。

〈参考意見〉

○カリキュラム・ポリシーが学部ごとに定められているが、学科により異なる学位を与えているため、学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを定めることが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに掲げる三つの観点「知識」「社会適応力」「総合的な学習経験」を踏まえた学修成果を明示し、それぞれの観点からの修得状況を測定・評価している。

学修成果を点検・評価する方法として、「授業評価アンケート」及び「学修成果の振り返りアンケート」の二つがある。このうち前者は以前より実施しており卒業時の学修成果も点検している。また、後者の「学修成果の振り返りアンケート」は、本年5月に試験的に実施し、その結果を分析する指針を検討している。

授業見学による教員間での相互評価を実施していることや、「授業評価アンケート」による学修成果の点検・評価の結果は、施設の改善をはじめ、教育内容・方法など学修指導の改善にフィードバックされている。

〈参考意見〉

○新たに運用を始めた「学修成果の振り返りアンケート」を、学修成果を測定・評価する方法として完成させ、その結果の分析及び教育改善へのフィードバックまで施行することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 42 条により、学長及び副学長の職務が規定されている。また、副学長設置規程により副学長の職を置き、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制が整備されている。また、教育研究の統括について学部長が学長を補佐しており、学長のリーダーシップを支える仕組みが確立している。

学部運営に必要な各種運営委員会を教授会のもとに設置し、大学の使命・目的を達成するための体制を整備している。学則及び教授会規程で教授会の構成及び審議事項が規定され、大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則は整備されており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

また、事務職員の採用・昇任について規則が整備され、適正に実施されており、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準及び職業資格関連の指定基準にのっとり教員を適切に配置している。その採用・昇格については「学校法人都築育英学園 初任給・昇格等の基準に関する規程」「学校法人都築育英学園 大学教育職員選考規程」に基づいて運用されている。教員の採用については公募制をとり、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置が適切に行われている。

また、FD 委員会を設置し、授業評価アンケートを主軸に FD 活動に取組み、教育内容・方法等の改善の工夫を実施している。

〈改善を要する点〉

○特命教授を専任教員としているが、「特命教授・特命准教授に関する規程」では非常勤教員との定めがあるため、速やかに見直すよう改善を要する。

〈参考意見〉

○大学設置基準が定める教授数について、令和 6(2024)年度から不足している期間があったため、綿密な人事計画を立てることが望まれる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD は、各キャンパスの事務職員組織を統括する事務長を委員長としたキャンパスごとの「SD 委員会」の計画のもと、SD 研修を定期的実施している。また、教育職員・事務職員に共通するテーマに関して、全教職員集合型の研修を行っている。

事務職員の部門ごとに必要な能力の計画的な育成を目指し、業務を通じて育成を行う仕組みとして、「目標管理シート」を導入している。

〈参考意見〉

○SD 活動に関する規則等の整備はされているが、大学職員としての資質・能力向上のための SD 活動の実施体制の一層の整備が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備としては、個人研究室を設置し、研究に必要な施設・設備等を適切に運営・管理している。

研究倫理遵守においては、「日本経済大学倫理審査規程」を設け、研究倫理に関する体制が整備されている。

研究活動に必要な資源の配分に係る規則を整備し、研究費の適切な配分を行うとともに、科学研究費助成事業の研究費において、獲得実績のある教員や研究支援担当職員による学内説明会を開催し、外部資金獲得の支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育基本法・学校教育法を遵守し、経営の規律と誠実性の維持について寄附行為に定め、各種関連法令に基づき必要な規則等が整備され、経営の規律を保持しつつ誠実な学校運営を行っている。

中期計画に基づき、年度ごとの事業計画を策定し、事業報告に反映させることで PDCA サイクルを確立し、使命・目的の実現に努めている。

人権に配慮した諸規則が整備され、環境保全に配慮した計画がある。また、危機管理規程、危機管理マニュアル、地震対応マニュアル等が策定され、危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

〈優れた点〉

○国際的人道支援としてウクライナ避難民学生について、紛争勃発から迅速に体制を整え、学修環境の提供及び経済的支援を行い、受入れている点について高く評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、理事の選任及び理事会の運営は寄附行為に従い適切に行っており、経営上の重要事項を審議し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整えられている。法人は「学園運営委員会」を設置し、各学校等からの経営改善及び管理運営に関する事項等の諮問事項を事前に協議しており、理事会の補佐体制が整備されている。

また、理事の理事会への出席状況は良好で、欠席時の委任状にも問題はなく、理事会の運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は学長を兼務しているため、理事会及び評議員会に出席し、大学側からの意見を述べるとともに、大学の各管理運営機関に必要な情報の提供を行い、意思疎通と連携を図っており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。

監事の選任、理事会及び評議員会への出席状況も良好で、監事は適切に職務を行っている。また、評議員は寄附行為に従い適切に選任され、評議員会の出席状況も良好で、適切に運営されており、法人及び大学の各管理運営機関との相互チェックは機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画を基盤とした各当該年度の収支を詳細に把握している。支出においては、教職員で節約意識を共有し、個別案件ごとに厳正に審査を行い抑制に努めており、適切な財務運営が行われている。

大学の三つのキャンパスでは、立地及び教育研究環境が適切に整備されており、順調な学生募集状況により、収支バランスも確保され、安定した財務基盤の確立に寄与している。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業等の獲得に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、適正に実施され、補正予算においても適切に編成されている。

公認会計士による会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、適正な監査が行われている。

また、監事監査においては、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行うなど効率的な監査が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 3 条及び自己点検・評価規程第 2 条に規定し、明示している。

内部質保証のための組織は、自己点検・評価規程に基づき、「全学委員会」と「個別委員会」を置き、前者は大学全体の質保証、後者は主に三つのポリシーを起点とする教育の質保証を担う体制を整備している。内部質保証についての責任者は学長であり、両学部長が中心となって推進している。

「全学委員会」は、更なる内部質保証の推進に向けて、包括的な方針等を定める「日本経済大学における内部質保証の方針について」の策定に取り組んでいる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則に自ら自己点検・評価を実施すると定めており、毎年度実施する自己点検・評価の結果は、学内の会議等で共有するとともに、自己点検評価書をホームページの情報公開ページに公表している。

令和 4(2022)年度には、IR 室を設置して福岡キャンパスに室長を置き、両学部長の指示を受け報告する指揮系統としている。IR 活動は、大学で独自開発した目標・学修支援アプリ「PEAK」による蓄積データの分析、集計機能を利用して進めている。並行して、窓口となっている各部門でデータを収集し、部門間で連携・共有しながら活用している。また、学修成果の到達度を確認する「学修成果の振り返りアンケート」の分析に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○自己点検・評価規程第 5 条第 2 項に定める自己点検・評価項目は、改正を検討中であるが、次年度以降の運用に向けた整備が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学部、学科、研究科等に関する PDCA サイクルについては、「学修成果の振り返りアンケート」等を活用して取組んでおり、今後、アセスメントポリシーを制定し、これに沿った点検・評価を行うことにより、教育の質における内部質保証システムの機能性がより向上することに期待したい。

内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルについては、各部門が毎年度の終わりに 1 年間の振り返りを行い、次年度事業計画書において目標を立てるという方法を確立している。

直近の平成 29(2017)年度の認証評価及び令和 3(2021)年度の設置計画履行状況等調査における指摘事項は改善しており、内部質保証システムが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 海外提携校の拡大による学修機会の増加

A-1. 海外提携を活用した学修機会（留学機会）の増加

A-1-① 本学の学生の留学機会の増加

A-1-② 海外の学生の本学への留学機会の増加

A-1-③ 海外の学生の本学への編入学の増加

【概評】

大学は、在学生に対して豊富な留学の機会を提供するために、また海外提携校の学生には本学への留学の機会を提供するために、積極的に海外の大学等との提携関係を増やしてきている。その数は、令和元(2019)年度の 37 校から令和 5(2023)年度の 94 校と倍増以上になっている。これにより在学生の留学実績も着実に増え、またそれに加えて海外からの交換留学生及び編入学生の増加という効果も生まれている。特に、大学への短期研修生の数は急増している。

大学から海外へ留学していく学生については、国内で得られる学修成果と比較してより優れた語学力、行動力、異文化適応力が身に付くという学修上の効果が生まれている。こうした効果をもたらすこの取組みは、日本国内での学修からでは得られない経験を積むことにより、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に結びつくものである。

大学は、上記のような海外提携校を毎年度 10 校ずつ増やしていく目標を立て、現時点では 200 校まで増やす計画である。学生の学修成果向上、大学の入学生確保等においてプ

ラスの効果をもたらしているこの取組みの更なる発展に期待したい。

基準B. 社会貢献

B-1. 国際貢献

B-1-① 修学が困難な状況の海外学生に対する学修継続機会の提供

B-1-② 新興国・発展途上国の学生への学修機会の提供

B-2. 地域社会への貢献

B-2-① 学科の特色を活かした地域貢献活動の実施

B-2-② 地域社会への様々な貢献活動の実施

【概評】

令和 4(2022)年 2 月にウクライナとロシアの紛争が勃発する以前から、ウクライナのキーウ国立言語大学と学術交流協定を締結し、信頼関係を築いていた。令和 4(2022)年度にウクライナ人学生への人道的、教育的支援のため、ウクライナ避難民の学生受入れを理事会で決定し、68 人のウクライナ人の授業料と学生寮の寮費を免除し受入れを行った。

また、学修困難な状況となったウクライナ人学生の受入れ体制を短期間に整備し、学修の継続はもとより、学位の取得や就職まで支援を行ったことは、国際貢献活動として特筆すべき点である。

1、2 年生の登録必修科目に、「地域貢献 I」「地域貢献 II」を設置し、学科の特色を生かした地域貢献活動に取り組んでいる。この活動は、地域連携センターが定めた大まかな年間計画に沿い、地域の大きな行事等に対するサポートを行い、学科ごとの地域貢献活動として行われている。

また、「地域貢献 I」「地域貢献 II」の授業を土台として、各学科の特色を生かした教育プログラムを、地域の自治体や団体、企業と連携して実施し、地域社会に貢献するとともに学生の社会的責任意識を育成している。

基準C. 起業家育成

C-1. 授業や授業外の施策による起業家の輩出

C-1-① 起業家教育による起業家の育成

C-1-② 授業外の施策による起業家の育成

【概評】

大学は、平成 12(2000)年度以降、起業家教育に注力し、令和 5(2023)年度には経営学部経営学科に「アトツギ・起業家コース」を設置した。そのコースにおいて、ベンチャービジネスの経営やビジネスプランの作成を学ぶカリキュラムを整備している。また、「学内ビジネスプランコンテスト」を開催し、直近では 600 件を超える応募があるなど、起業意識

の醸成に成功している。特に、このコンテストにおけるプレゼンテーションの動画を、経営学科の学生に視聴させるなど教育面においても活用していることは特筆すべき点である。

卒業生による起業は、「アトツギ・起業家コース」設置以前からあり、平成 11(1999)年度から令和 5(2023)年度までに累積で 92 社という実績がある。1 年当たりの数としては決して多くはないが、25 年前からという全国的に見ても、かなり早期からの起業の実績があるということは評価できる。

こうした起業支援の中心的役割を担っているのが、「インターナショナル・インキュベーション・センター」であり、「起業塾」を開催するなど起業に興味・関心がある学生の意欲を刺激している。本センターを中心にした大学の起業家育成の取組みは、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神を具現化したものであり、今後ますます充実させ、更に多くの実績をもたらしていくことを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

I デジタルを活用した学修環境の構築

本学はデジタルを活用した学修支援に従来より力を入れている。例えば、データサイエンス教育に力を入れており、令和元（2019）年度には経営学部経営学科の授業科目に「データサイエンス演習」や「ディープラーニング」、「ビッグデータ分析」といった、データサイエンスの知識と実務への応用を実践する科目を追加した。

このようなデータサイエンスに関する素養の学修を、経営学科の学生に限らず全学的に推移するため、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」のリテラシー・レベルに申請し、令和4（2022）年度に認定を受けた。令和5（2023）年度も、このプログラムを継続している。【資料特-1】【資料特-2】

さらに、文部科学省の「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」による助成金を活用し、学修目標支援のための独自のアプリ「PEAK」を開発、令和4（2022）年度に試験的に運用を開始し、令和5（2023）年度から本格稼働している。

II 環境保護活動：

福岡キャンパスにある英国式庭園「TG Rose Garden（イングリッシュガーデン）」が、環境保全や循環型社会形成の活動を自主的令和5（2023）年度、福岡県の「環境保全功労者知事表彰」を受賞した。約10万㎡の敷地には白鳥が産卵し雛鳥を育てている他、多種多様な生物が生息し、地元の小学生～高校生の環境教育・SDGs教育のフィールドワークに活用され、環境意識の向上に寄与していることが評価されての受賞である。なお、TG Rose Gardenは令和4（2022）年度には環境省「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰も受賞した。【資料特-3】

なお、本学は、人の健康と動物の健康は密接に繋がり、それを自然環境が支えているというワンヘルスの理念に賛同し、令和5（2023）年度、福岡県のワンヘルス宣言事業者として登録を行い、ヒトと動物の共生社会の実現を目指している。【資料特-4】令和5年度は、ワンヘルスを推進する福岡県獣医師会の副会長を招聘し、ワンヘルスに関する講演会を行った。【資料特-5】

図. 日本経済大学イングリッシュガーデンの風景



【他の受賞歴】

- 「UNIVAS AWARDS 2023-24」にて、デフサッカーで日本女子代表選手として活躍する学生がパラアスリート・オブ・ザ・イヤー部門で【優秀賞】を受賞。
- 吹奏楽部が吹奏楽部：第49回九州アンサンブルコンクールでゴールド金賞を受賞（令

日本経済大学

和6(2024)年2月11日)。